第十七条の三第二号イ及びロ中「第一条の八の四第一項第二号イ」を「第一条の八の六第一項第二号イ」に改める。

第四章の四を第四章の五とする。

第四章の三中第十八条の四の四を第十八条の四の十一とし、第十八条の四の三を第十八条の四の十とし、第十八条の四の二を第十八条の四の九とする。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　信用格付業者

（事業報告書の提出期限）

第十八条の四の二　法第六十六条の三十八に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条及び第十八条の四の五において同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十八条の四の三　法第六十六条の三十九に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（同条に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（信用格付業者が電子公告により信用格付業者の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十八条の四の四　法第六十六条の四十第三項の規定による公告を電子公告によりする場合について、同条第五項及び第六項において会社法の規定を準用する場合における同条第五項及び第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
	これらの	同項の

（外国法人に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十八条の四の五　信用格付業者が外国法人である場合について、法の規定の適用に当たっての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の二十八第二項第三号	定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）	定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書
第六十六条の三十九	すべての営業所又は事務所	信用格付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所
第六十六条の四十第一項第二号	法人を代表する役員	法人の役員
第六十六条の四十第一項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
	その破産管財人	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者
第六十六条の四十第一項第四号	解散したとき	解散したとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
	その清算人	その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者

（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十八条の四の六　信用格付業者が法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、法の規定の適用に当たっての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条の四第一項第二号ニ	信用格付業者であつた法人	信用格付業者であつた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
	役員	役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）
第二十九条の四第一項第二号ヘ	役員	役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）
第六十六条の四十第一項第二号	合併	合併に相当する行為
第六十六条の四十第一項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき
第六十六条の四十第一項第四号	合併	合併に相当する行為
	解散したとき	解散に相当する行為をしたとき
	その清算人	その代表者又は管理人であつた者
第六十六条の四十第三項	合併	合併に相当する行為
	解散	解散に相当する行為

（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十八条の四の七　信用格付業者が法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのある場合について、法第六十六条の四十第一項第三号及び第四号の規定の適用に当たっての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、前二条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の四十第一項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
	その破産管財人	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者